

令和8・9年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加等を反映し、2年ごとに見直されます。令和8年度から、後期高齢者医療保険料に子ども・子育て支援納付金の保険料が賦課されます。従来の保険料（医療分）に加えて、子ども・子育て支援納付金（子ども分）の保険料を合算してお支払いいただきます。令和8・9年度における後期高齢者医療保険料率は次のとおりです。（※県内は均一の保険料率となります）

区 分	令和6・7年度	令和8年度		令和9年度	
		医療分	子ども分	医療分	子ども分
均等割額	47,500円	49,500円 (+2,000円)	1,400円	49,500円	子ども分については、再度見直しする予定です。
所得割率	9.66%	9.32% (-0.34%)	0.28%	9.32%	

令和8年度の年間保険料額が記載された「保険料決定通知」を7月中旬頃に送付します。

個人ごとの保険料額の決めかた

1年間の保険料額
(100円未満切捨て)

=

医療分 均等割額

被保険者一人当たり
49,500円

医療分 所得割額

(賦課のもととなる金額)
×所得割率(9.32%)

子ども分 均等割額

被保険者一人当たり
1,400円

子ども分 所得割額

(賦課のもととなる金額)
×所得割率(0.28%)

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額

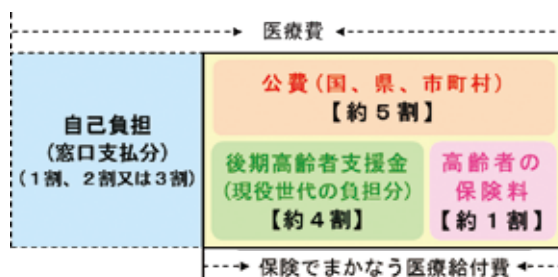
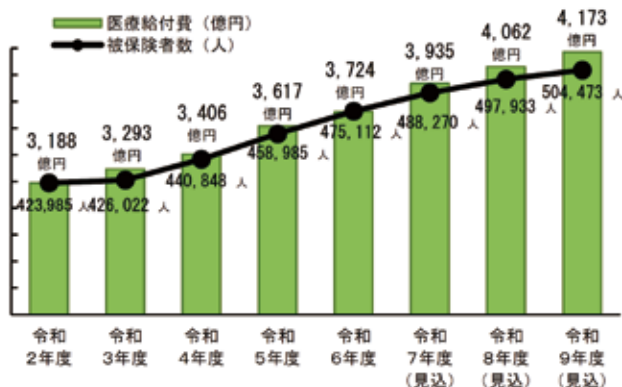
※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※賦課限度額（保険料の年間上限額）、医療分については、現行の80万円から85万円に引き上げられ、子ども分は、2万1千円となります。

後期高齢者医療保険料率の見直しについて

後期高齢者医療制度では、県の後期高齢者医療広域連合から医療機関へ支払う医療給付費（医療費から窓口負担を除いた分）の約1割を、後期高齢者医療保険料で賄っているため、保険料率は、今後2年間の医療給付費等の見込みに対応できるよう計算しています。

【茨城県の医療給付費の推移】



被保険者数の増加に伴い、医療給付費は年々増加しており、令和8・9年度の2か年の被保険者数や医療給付費等の見込みを踏まえ、収支が釣り合うように保険料率を改定しました。

保険制度の安定的な維持・運営のため、ご理解いただきますようお願いいたします。



問 保険料の納付について 保険年金課 ☎0297(21)2187

保険料の試算について 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎029(309)1213